

2017年4月21日

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
理事長 後藤 滋樹 殿

2016年度DRP検討委員会
委員長 井上 葵

2016年度DRP検討委員会第一次答申

本委員会としては、第117回理事会（2017年2月8日）第5号議案にて決議された以下の依頼事項につき、2017年4月21日までの検討結果を第一次答申としてまとめ、下記のよう
に答申いたします。

■ 依頼事項

JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則に関して、紛争処理機関から業務を遂行する上で改善の余地があるとされる指摘をいくつか受けたため、この指摘を中心に同手続規則、およびJPドメイン名紛争処理方針を始めとする文書群の改定を検討し、検討結果に基づく助言を行う。

【答申】

紛争処理機関からの要望に対応して、下記の通りJPドメイン名紛争処理方針（以下「紛争処理方針」という。）及びJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下「手続規則」という。）の改定を行うのが適切と考える。

なお、紛争処理機関からの要望事項の一部に関連して、現在の手続規則上想定されている紙媒体の使用を前提とする手続は時代に即しているとは言えず、電子化された手続を基調とした改定が必要と考える。UDRP (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy: 統一ドメイン名紛争処理方針)に則り、手続における書類の送付方法を電子化された送付方法に限定し、文書の物理的な送付を伴う送付方法を完全に廃止することが適切か否かに関しては引き続き本委員会にて検討を行い、今後活動期間が終了する2017年9月30日までに別途答申としてまとめることとする。したがって、当該箇所に関連すると考えられる紛争処理機関からの要望については、当該答申において扱うのが適切と考えられるため、本第一次答申の対象には含めない。

記

1. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 3 に記載の事情に鑑み、手続規則第 4 条（申立書の送付）(a)を以下のとおりとする改定を行う。

第4条 申立書の送付

- (a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領後 5 日（営業日）以内に、第 2 条 (a) の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。
2. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 4 に記載の事情に鑑み、裁定書に記載すべき登録者の情報及び紛争当事者の実態確認について確認を求められたところ、別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 4 の「検討委員会の検討結果」に記載の考え方により、いずれについても手続規則の改定は不要と考える。
3. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 5 に記載の事情に鑑み、手続規則第 6 条（パネルの指名と裁定日）(e)を以下のとおりとする改定を行う。

第6条 パネルの指名と裁定日

- (e) いずれかの当事者がパネリスト三名構成のパネルを選択したときには、紛争処理機関は両当事者が提出した各候補者名簿から各一名のパネリストを指名するよう努力しなければならない。当事者が提出した候補者名簿から、通常要件に従って、5 日（営業日）以内に指名できないときには、紛争処理機関が自ら維持・管理しているパネリスト名簿から指名しなければならない。三番目のパネリストは、紛争処理機関が指名するものとする。
4. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 6 に記載の事情に鑑み、手続規則第 3 条（申立書）(b)(iv)、第 5 条（答弁書）(b)(v)及び第 6 条（パネルの指名と裁定日）(d)を以下のとおりとする改定を行う。

第3条 申立書

(b)

- (iv) この JP ドメイン名紛争処理手続の裁定を下すパネル構成の人数（一名または三名）および三名構成のパネルを選択したときには、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名（これらの候補者は、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関によるパネリストの名簿から選出されなければならない）

第5条 答弁書

(b)

- (v) 申立人または登録者のいずれかによりパネリスト三名で構成されるパネルが選択される場合には、パネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名(これらの候補者は JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出されなければならない)

第6条 パネルの指名と裁定日

- (d) 申立人が三名構成のパネルを選択せず、登録者が三名構成のパネルを選択したときには、申立人に答弁書の送付があつてから5日(営業日)以内に、申立人はパネリスト三名のうち的一名を指名するための候補者三名の氏名を、紛争処理機関に通知しなければならない。申立人は、これらの候補者を、JPNIC が認定したすべての紛争処理機関のパネリストの名簿から選出しなければならない。

- 5. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番7に記載の事情に鑑み、手続規則第3条(申立書)(b)(xiv)を以下のとおりとする改定を行う。

第3条 申立書

(b)

- (xiv) 申立人が依拠している商標登録を含む証拠書類または他のすべての証拠、およびそれらの証拠の一覧と説明書。

- 6. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番8に記載の事情に鑑み、手続規則第17条(取下げ、和解その他の理由による手続の終結)(b)を以下のとおりとする改定を行う。

第17条 取下げ、和解その他の理由による手続の終結

(b) 前項により申立が取り下げられたとき、その手続は終了する。

- 7. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番9に記載の事情に鑑み、紛争処理方針及び手続規則の全体を通じて、「および」を「及び」に、「申立」は「申立て」に(ただし、「申立て」の後に名詞が続く場合には、「申立書」、「申立期間」等、送り仮名をつけない。動詞となる場合には「申し立てる」等、送り仮名をつけるものとする)、「後●日以内」は「から●日以内」に、それぞれ修正する改定を行う。

8. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 10 に記載の事情に鑑み、手続規則第 5 条（答弁書）(b)(iv)を以下のとおりとする改定を行う。

第5条 答弁書

(b)

- (iv) 申立人が申立書においてパネリスト一名の構成によるパネルを選択(第3条(b)(iv)参照)している場合には、登録者が三名構成のパネルの選択を希望することの有無

9. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 11 に記載の事情に鑑み、紛争処理方針及び手続規則の冒頭部「社団法人」を「一般社団法人」に修正する改定を行う。

10. 別紙「主な変更点に関する論点整理」項番 12 に記載の事情に鑑み、紛争処理方針第 4 条（JP ドメイン名紛争処理手続）k. を以下のとおりとする改定を行う。

第4条 JPドメイン名紛争処理手続

k. 裁判所への出訴

いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後 10 日間(JPRS の本店の営業日で計算)の間、保留する。もしこの 10 日間の中に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告として手続規則第3条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したことを証する文書(裁判所受領印のある訴状、裁判所による訴訟提起証明書等)の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。(この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または JPRS のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第1条および第3条(b)(xii)を参照。)もしこの 10 日間の中に、登録者から出訴したことを証する文書の提出があったときには、JPRS はその裁定結果の実施を見送る。また、(i) 公正証書による当事者間での和解契約書、(ii) 登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書および申立人の同意書、または(iii) 当該訴訟を却下もしくは棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の写しを、申立人または登録者から JPRS が受領するまで、JPRS はパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。

以上